

第6期
泊村高齢者保健福祉計画



平成27年3月
泊村

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と趣旨.....	3
2. 計画の根拠法と位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定方法.....	4
(1) 計画の策定体制.....	4
(2) 高齢者生活実態調査.....	5
5. 制度改正の概要.....	5
(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み.....	5
(2) 4つの重点的な取り組み.....	6
(3) 地域支援事業の見直し.....	6
(4) その他制度改正のポイント.....	8
第2章 高齢者を取り巻く現状	9
1. 人口等の動向.....	9
(1) 人口等の推移.....	9
(2) 人口構成の推移.....	10
(3) 計画対象の高齢者人口の推移.....	11
2. 高齢者生活実態調査.....	12
(1) 調査の概要.....	12
(2) 調査結果.....	13
3. 介護保険事業の実施状況.....	14
(1) 要介護認定者の状況.....	14
(2) サービス別利用人数・件数の状況.....	15
(3) サービス別給付費の状況.....	17
(4) 泊村の介護保険サービス事業者.....	19
(5) 泊村の福祉施設.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本理念.....	20
2. 基本方針.....	20
(1) 健康づくりと介護予防の推進.....	20
(2) 高齢者の尊厳ある暮らしの支援.....	20
(3) 福祉サービスの推進.....	21
(4) 社会参加を促進する地域づくりの推進.....	21
(5) 安全・安心な地域づくりの推進.....	21
3. 日常生活圏域の設定.....	21

4. 施策体系.....	22
第4章 高齢者施策の展開	23
1. 健康づくりと介護予防の推進	23
(1) 健康づくり.....	23
(2) 介護予防への取り組み.....	25
2. 高齢者の尊厳ある暮らしの支援.....	27
(1) 高齢者の包括的な支援.....	27
(2) 認知症施策の推進	29
3. 住み慣れた地域での福祉サービスの推進	30
(1) 生活支援の推進	30
(2) 介護保険サービスの充実.....	32
4. 社会参加を促進する地域づくりの推進	33
(1) 社会参加の促進	33
5. 安全・安心な地域づくりの推進.....	35
(1) 防犯・防災対策.....	35
(2) 生活環境の整備.....	36
第5章 介護保険事業の見込み	38
1. 要介護認定者数	38
2. サービス別見込量・給付費の推計	39
3. 標準給付費.....	41
4. 地域支援事業費	41
第6章 計画の推進に向けて	42
1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築	42
2. 地域資源の把握・有効活用	42
3. 計画の点検・評価	42
資料編.....	43
1. 策定経過.....	43
2. 泊村保健福祉審議会委員名簿	43

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

泊村では、平成 24 年 3 月に「第 5 期 泊村高齢者保健福祉計画」を策定し、生涯にわたって生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めています。

介護保険事業と高齢者福祉施策は、平成 26 年度までを一つの区切りとして、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム※」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第 6 期計画は、団塊の世代が 75 歳以上になり、高齢化が一段と進む 2025 年（平成 37 年）に向けて、「地域包括ケアシステム」構築の取り組みをさらに進めるための計画と位置付けています。

また、「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化・効率化を一体的に行う介護保険制度の大きな改正が予定されており、事業者等と連携しながら、この改正への円滑な対応を図る必要があります。さらに、これまでの経年的な変化の把握とともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指すものです。

現行計画の基本理念と目標を踏まえつつ、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び道の計画や方針、昨今の高齢者を取り巻く情勢を計画策定に反映していきます。

※地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、生活の場である日常生活圏域で、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制のこと。

2. 計画の根拠法と位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき定められるものです。

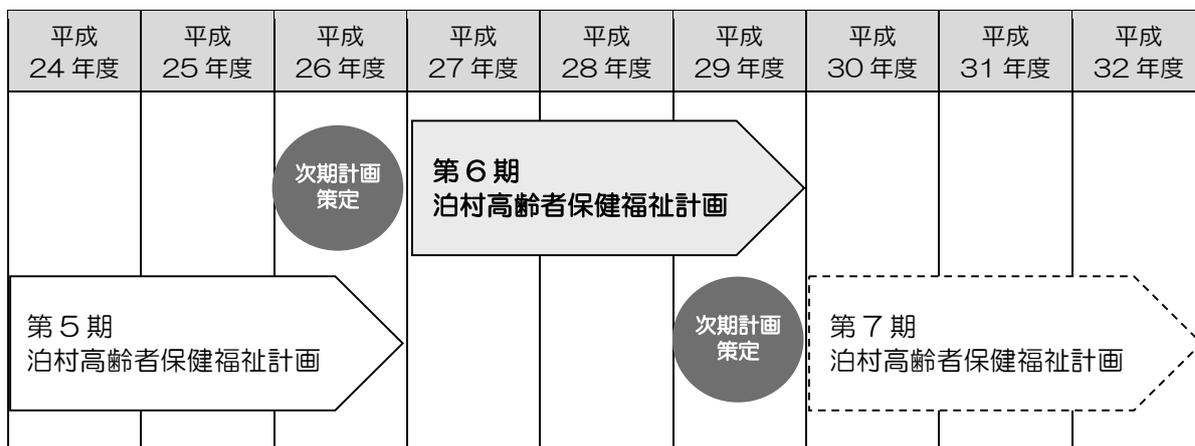
高齢者の保健事業は「健康増進法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施されますが、福祉とは関連が深く、当村では従来どおり保健に関する計画も包括した内容としました。

また本計画は「第 4 次泊村総合計画」の保健・福祉部門の分野計画としても位置付けられています。

3. 計画の期間

介護保険事業計画は「3年ごとの計画」と改められたため、一体的に策定する高齢者保健福祉計画についても、平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間を計画期間とします。

なお、第6期介護保険事業計画は、後志広域連合での策定となります。

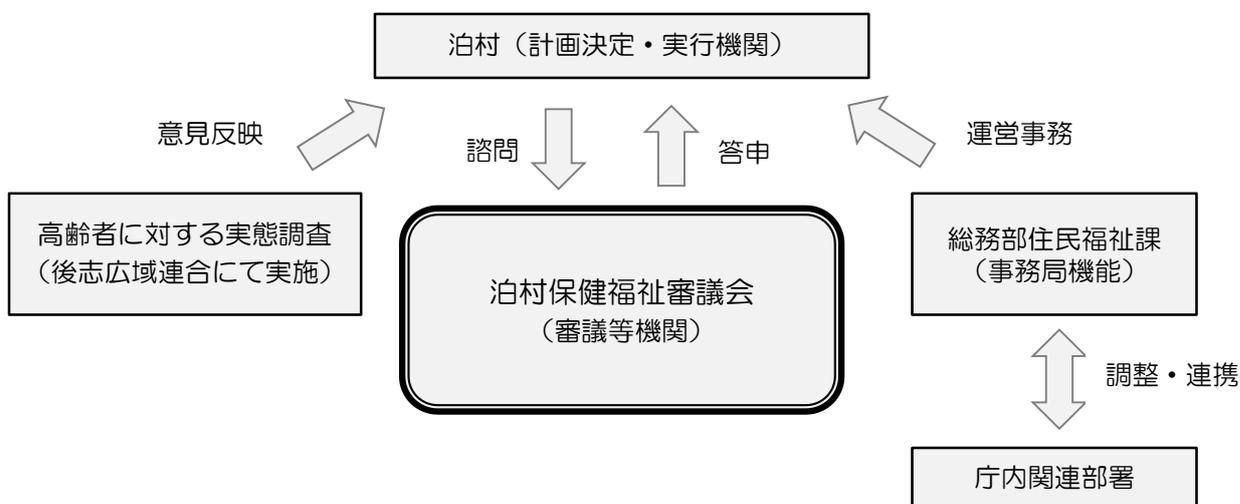


4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である泊村総務部住民福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、後志広域連合にて高齢者に対する実態調査を実施しました。

また、村民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による「泊村保健福祉審議会」を設置し、計画内容の審議を行いました。



(2) 高齢者生活実態調査

この調査は、平成27～29年度までの3年間に当村が取り組むべき高齢者保健福祉施策や介護保険事業を総合的に展開するための計画策定の資料とするため、主に生活機能の面から地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや生活支援・権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために後志広域連合が高齢者生活実態調査を行いました。

5. 制度改正の概要

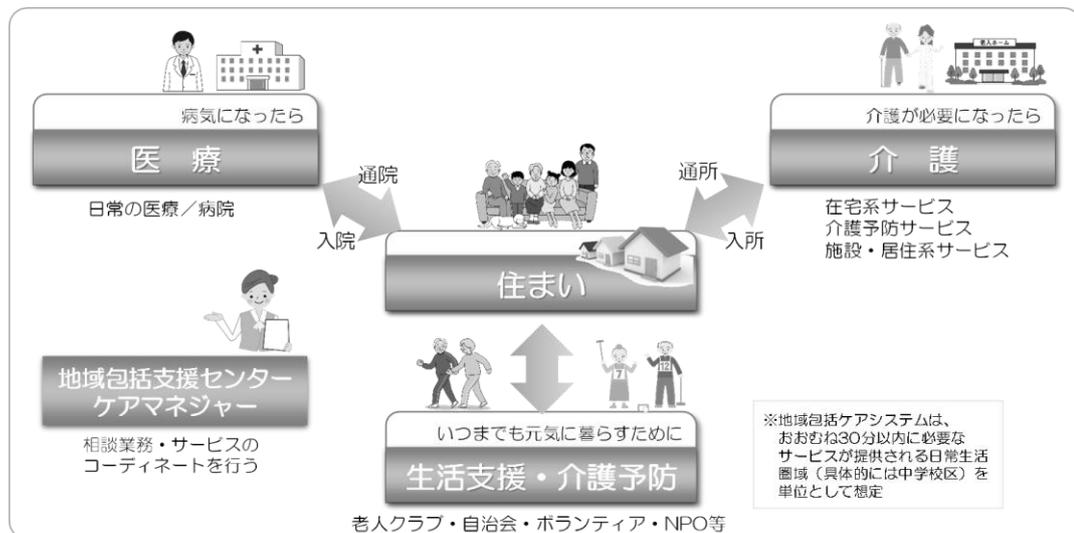
(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

2025年（平成37年）には団塊の世代が全て75歳に達し、全国では平成12年の介護保険制度施行時に約900万人だった75歳以上の後期高齢者が、2,000万人を突破することが見込まれています。特に、都市部を中心に、後期高齢者数が急増するとともに、高齢者のみの世帯や認知症の高齢者が増加することが見込まれています。認知症高齢者は、国の試算によれば、2025年には470万人（65歳以上人口の約12.8%）に達すると言われています。

そのような中、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、生活の場である日常生活圏域で、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

■地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「保健（予防）」「生活支援」「住まい」などのサービスが一体的に切れ目なく提供される体制をいいます。



(2) 4つの重点的な取り組み

①在宅医療・介護の連携の推進

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた住まいで療養し、暮らし続けるためには、在宅療養を支える関係機関が連携し、包括的かつ継続的なサービスを提供することが必要です。在宅医療・介護が地域で一体的に提供できるよう、医師会等と協働しながら、第6期計画期間中に段階を追って、地域の医療と介護の関係機関による連携体制づくりを進めていきます。

②認知症施策の推進

認知症高齢者が地域で安心して生活するためには、早期診断、早期治療に結び付けられるように医療機関、地域包括支援センター、介護事業者、見守り等の生活支援サービス等が連携して対応していく必要があります。また、認知症の周知啓発や認知症高齢者のいる家族等への支援を継続的に進めていきます。

③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者の増加に伴い、外出支援や買い物、調理、掃除などの生活支援に対するニーズが高まることが予想されます。そのような中、地域が主体となる多様なサービスの提供や、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されています。生活支援ニーズと社会資源を結ぶコーディネート機能の充実や協議体の設置を進めていきます。

④住み慣れた住まいで安心して暮らせる地域づくり

高齢者における住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものです。住まいにおいて、多様な生活支援サービス等を利用しながら、個人の尊厳が確保された生活の実現が求められています。住宅施策と連携を図りながら、高齢者が安心して住み続けられるような居住の安定的確保に努めていきます。

(3) 地域支援事業の見直し

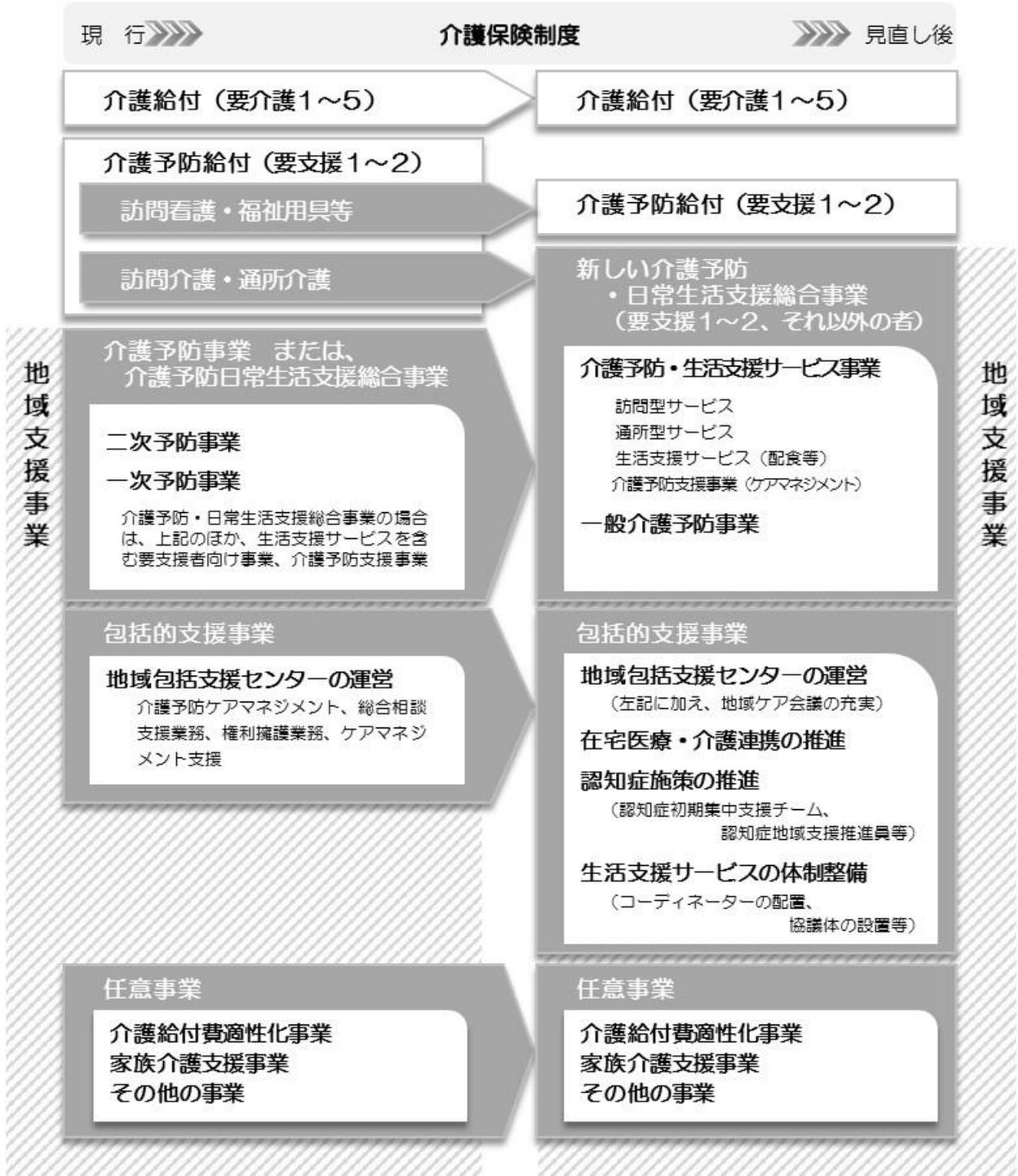
介護保険の給付には、要介護1～5に向けた「介護給付」、要支援1～2に向けた「予防給付」があります。要支援者向けの予防給付のうち、訪問介護と通所介護（デイサービス）の二つを全国一律のサービス提供から、地域の実情に合わせた内容などに変更できることになりました。

これにより、介護予防の担い手をNPO団体やボランティア団体等の介護の専門家以外に門戸を広げ、地域の支えあい体制づくりを推進し、自立意欲の向上につながるよう、これまで以上の多様なサービスが提供されることが期待されています。

また、地域包括支援センターが推進している包括的支援事業では、次の4項目について強化が行われます。

1. 在宅医療・介護連携の推進
2. 認知症施策の推進
3. 地域ケア会議の推進
4. 生活支援サービスの充実・強化

■地域支援事業の見直しイメージ



(4) その他制度改正のポイント

①特別養護老人ホームの新規入所者を要介護者3以上に限定

特別養護老人ホームは、現在は「要介護1」から入所することができますが、これからはより介護の必要性の高い「要介護3」以上に限定されます（要介護1～2でもやむを得ない状況等による特例的な入所は可能です）。

この改正は、平成27年4月以降新たに入所する方から適用されるため、現在入所している要介護1～2の方は継続して入所できます。

②低所得者の保険料軽減を拡充

保険料の負担を分ける所得区分のうち、住民税非課税世帯について所得区分を細分化し、保険料の負担割合の軽減を図ります。負担能力に見合ったきめ細かい保険料を設定できるように所得区分が再編されることとなります。

③一定以上の所得がある利用者の自己負担を2割へ引き上げ

現在、介護保険の利用者負担は一律で1割負担となっています。例えば10万円分の介護サービスを受けたら1万円を自己負担するというものです。この利用者負担が一定以上の所得がある人は、2割負担に引き上げられることとなります。ただし、ひと月の自己負担に上限を設けて負担が重くなりすぎないようにする高額介護サービス費があるため、全ての方の自己負担額が必ずしも2倍になるものではありません。

④補足給付（低所得の施設利用者の食費・居住費の補填）に資産を勘案

これまでは、住民税の非課税世帯をもって低所得者としていましたが、預貯金等を多く所有していたり、配偶者に十分な収入があっても世帯が分かれていると、補足給付を受けることが可能になっており公平性を欠く状況でした。そこで住民税非課税の低所得者でも一定以上の預貯金等がある場合は、補足給付の対象外とすることとなります。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 人口等の動向

(1) 人口等の推移

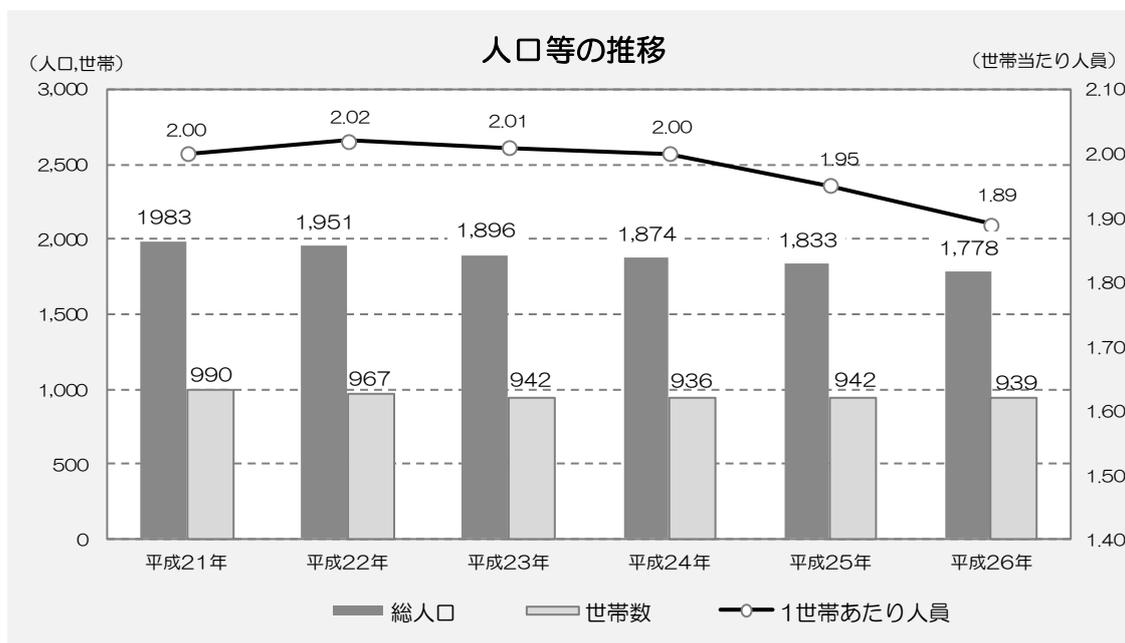
当村の人口は、減少傾向にあり、平成21年の住民基本台帳人口（9月末現在）では、1,983人でしたが、平成26年には1,778人で、205人（10.3%）の減少となっています。

世帯数は平成21年以降には990世帯でしたが、平成26年には939世帯まで減少しており、1世帯当たり人員は1.89となっています。

■人口等の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	1,983	1,951	1,896	1,874	1,833	1,778
世帯数	990	967	942	936	942	939
1世帯当たり人員	2.00	2.02	2.01	2.00	1.95	1.89

出典：住民基本台帳（各年9月末）



(2) 人口構成の推移

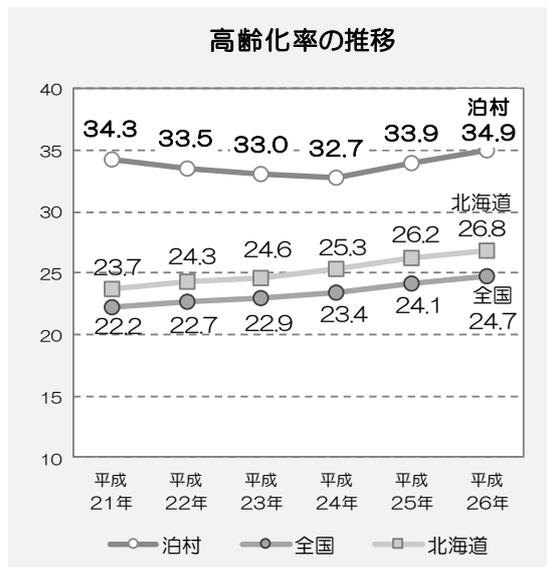
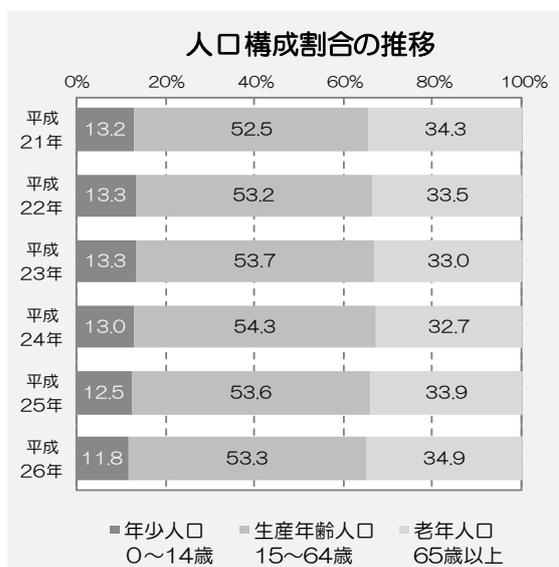
年齢3階層別の人口の推移は、3階層全てが減少傾向にありますが、人口比（総人口に占める割合）で見ると、割合年少人口（0～14歳）は概ね減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばい推移、老年人口（65歳以上）は平成24年以降増加傾向となっています。

高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は、平成21年から減少傾向にありましたが、平成24年以降増加傾向に転じています。

■人口構成の推移

区 分		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	北海道 平成26年	全国 平成26年
年少人口 (0～14歳)	人	261	259	252	244	229	210		
	%	13.2	13.3	13.3	13.0	12.5	11.8	11.6	13.0
生産年齢人口 (15～64歳)	人	1,042	1,038	1,018	1,017	982	947		
	%	52.5	53.2	53.7	54.3	53.6	53.3	61.6	62.3
老年人口 (65歳以上)	人	680	654	626	613	622	621		
	%	34.3	33.5	33.0	32.7	33.9	34.9	26.8	24.7
総人口	人	1,983	1,951	1,896	1,874	1,833	1,778		
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：住民基本台帳（各年9月末）、全国及び北海道は平成26年1月1日現在



(3) 計画対象の高齢者人口の推移

当村は、総人口と同様に、第2号被保険者（40～64歳）及び第1号被保険者（65歳以上）の人口も減少傾向となっています。

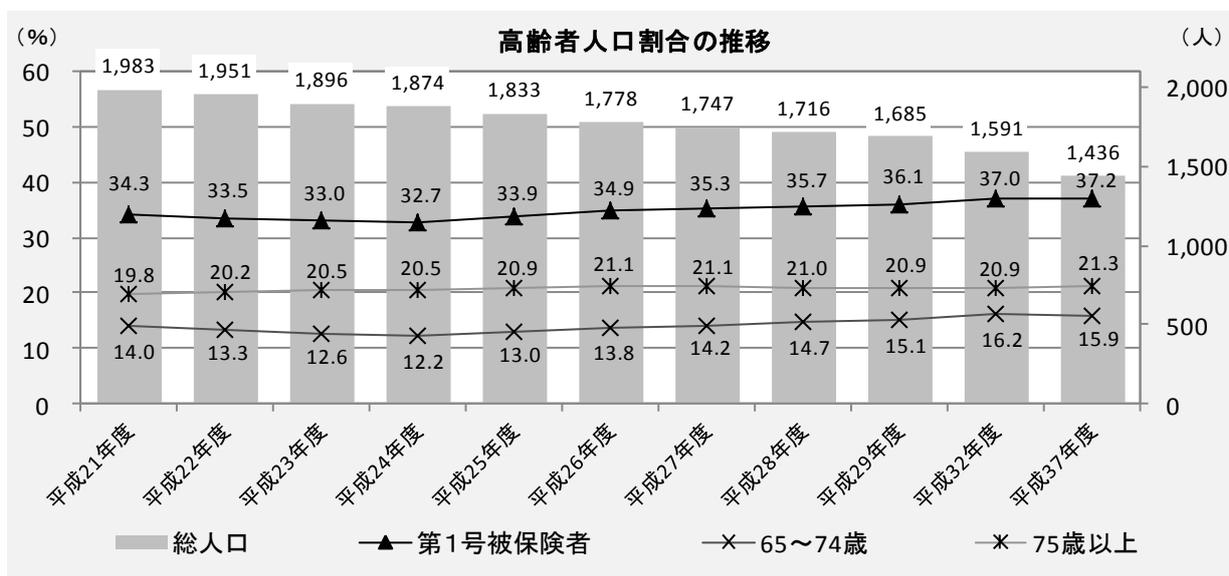
総人口に占める割合で見ると、第2号被保険者は平成21年度の31.7%から緩やかに上昇を続け、平成37年度には33.8%になると見込まれています。

また、第1号被保険者の総人口に占める割合も同様に増加傾向にあり、平成37年度には37.2%になると予測されています。

■ 高齢者の人口構成の推移

		実績値						推計値				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口	人	1,983	1,951	1,896	1,874	1,833	1,778	1,747	1,716	1,685	1,591	1,436
第2号被保険者 (40～64歳)	人	627	609	604	604	590	579	570	560	550	524	486
	%	31.6	31.2	31.9	32.2	32.2	32.6	32.6	32.6	32.6	32.9	33.8
第1号被保険者 (65歳以上)	人	680	654	626	613	622	621	616	613	608	589	534
	%	34.3	33.5	33.0	32.7	33.9	34.9	35.3	35.7	36.1	37.0	37.2
65～74歳	人	277	260	238	229	238	245	248	252	255	257	228
	%	14.0	13.3	12.6	12.2	13.0	13.8	14.2	14.7	15.1	16.2	15.9
75歳以上	人	393	394	388	384	384	376	368	361	353	332	306
	%	19.8	20.2	20.5	20.5	20.9	21.1	21.1	21.0	20.9	20.9	21.3

出典：実績値/住民基本台帳（各年9月末）、推計値/第6期後志広域連合介護保険事業計画



2. 高齢者生活実態調査

(1) 調査の概要

高齢者の身体機能低下、閉じこもり、認知症等のリスク要因などの把握を目的として、後志広域連合が実施しました。

■調査対象等

調査対象	<p>【一般高齢者】 平成 25 年 12 月 1 日現在、構成 16 町村の介護保険被保険者のうち、要介護認定を受けていない一般高齢者 14,505 人。</p> <p>【介護保険認定者】 平成 25 年 12 月 1 日現在、構成 16 町村の介護保険被保険者のうち、要介護認定の要支援 1～要介護 2 まで 2,418 人から抽出した 249 人。</p>
調査期間	平成 26 年 1 月中旬～平成 26 年 2 月中旬
調査方法	郵送による調査票の発送・回収

出典：第 6 期後志広域連合介護保険事業計画

■回収結果

	一般高齢者		介護保険認定者	
	票数	回収率	票数	回収率
発送数	14,505	—	249	—
回収数	9,208	63.5%	186	74.7%

出典：第 6 期後志広域連合介護保険事業計画

(2) 調査結果

基本チェックリスト※に係る項目に基づき、各項目のリスク該当者の判定を行った結果を以下に示します。

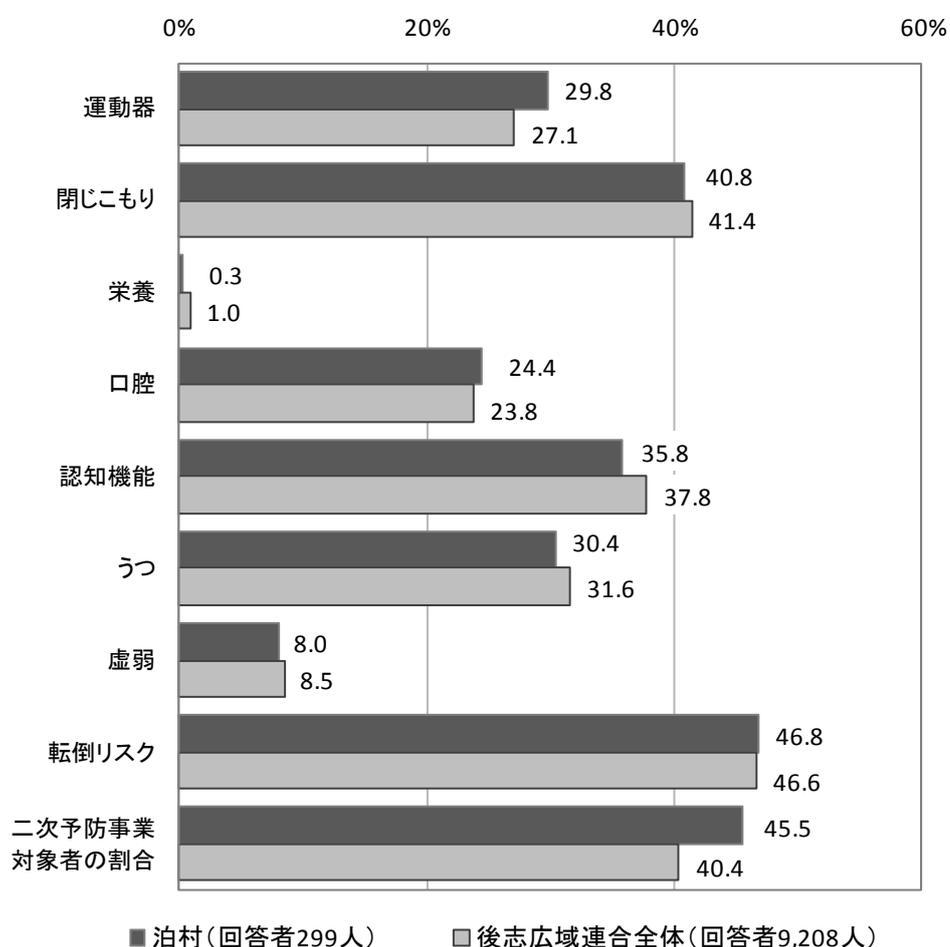
評価項目別にみると、当村は「閉じこもり」「転倒リスク」「二次予防事業対象者の割合」でリスク該当者が40%を超えている状況です。

後志広域連合全体との比較でみると、当村は「運動器」「口腔」「転倒リスク」「二次予防対象者の割合」でリスク該当者の割合が後志広域連合全体よりも高くなっています。

※基本チェックリスト

65歳以上の方を対象に介護予防のチェックのために実施している質問表のこと。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入します。

■ 高齢者の人口構成の推移



出典：第6期後志広域連合介護保険事業計画

3. 介護保険事業の実施状況

(1) 要介護認定者の状況

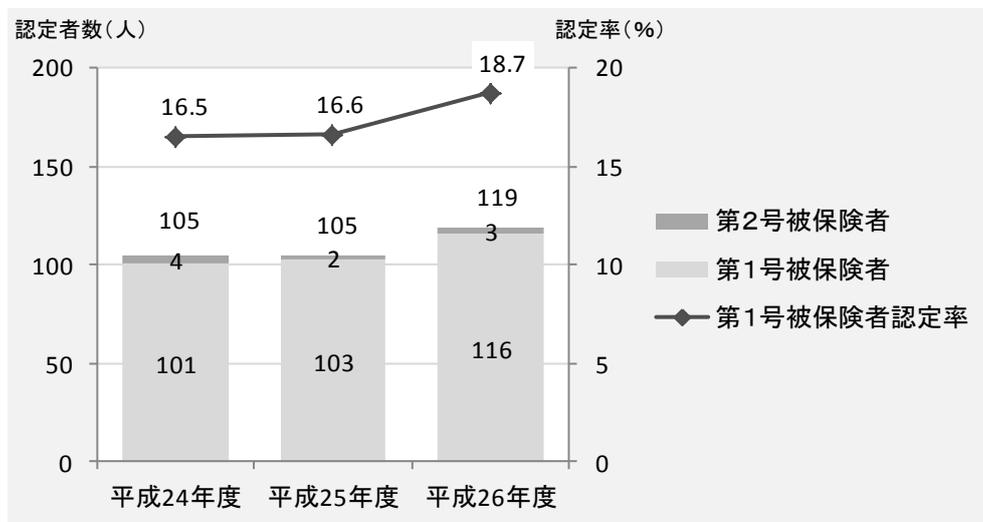
各年度の認定者数の状況についてみると、年々わずかながら増加しており、平成24年度の105人から平成26年には119人と14人（13.3%）増加しています。

認定率は年齢階層で大きな違いがあり、平成26年度は、75歳未満は1.2%ですが、75歳以上は30.1%となっています。

■ 認定者等の状況

	認定者数（人）			認定率（%）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	101	103	116	16.5	16.6	18.7
65～74歳	1	2	3	0.4	0.8	1.2
75歳以上	100	101	113	26.0	26.3	30.1
第2号被保険者	4	2	3	0.7	0.3	0.5
総数	105	105	119	8.6	8.7	9.9

出典：第6期後志広域連合介護保険事業計画



(2) サービス別利用人数・件数の状況

居宅サービスの中では、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与及び介護予防支援・居宅介護支援の実績は対計画比で200%を超えています。居宅療養管理指導、短期入所療養介護、住宅改修費は対計画比で50%を下回っています。

施設サービスでは、介護老人福祉施設は対計画比で90%前後で推移し、介護老人保健施設は利用実績が徐々に少なくなっています。

■サービス別利用人数・件数の状況

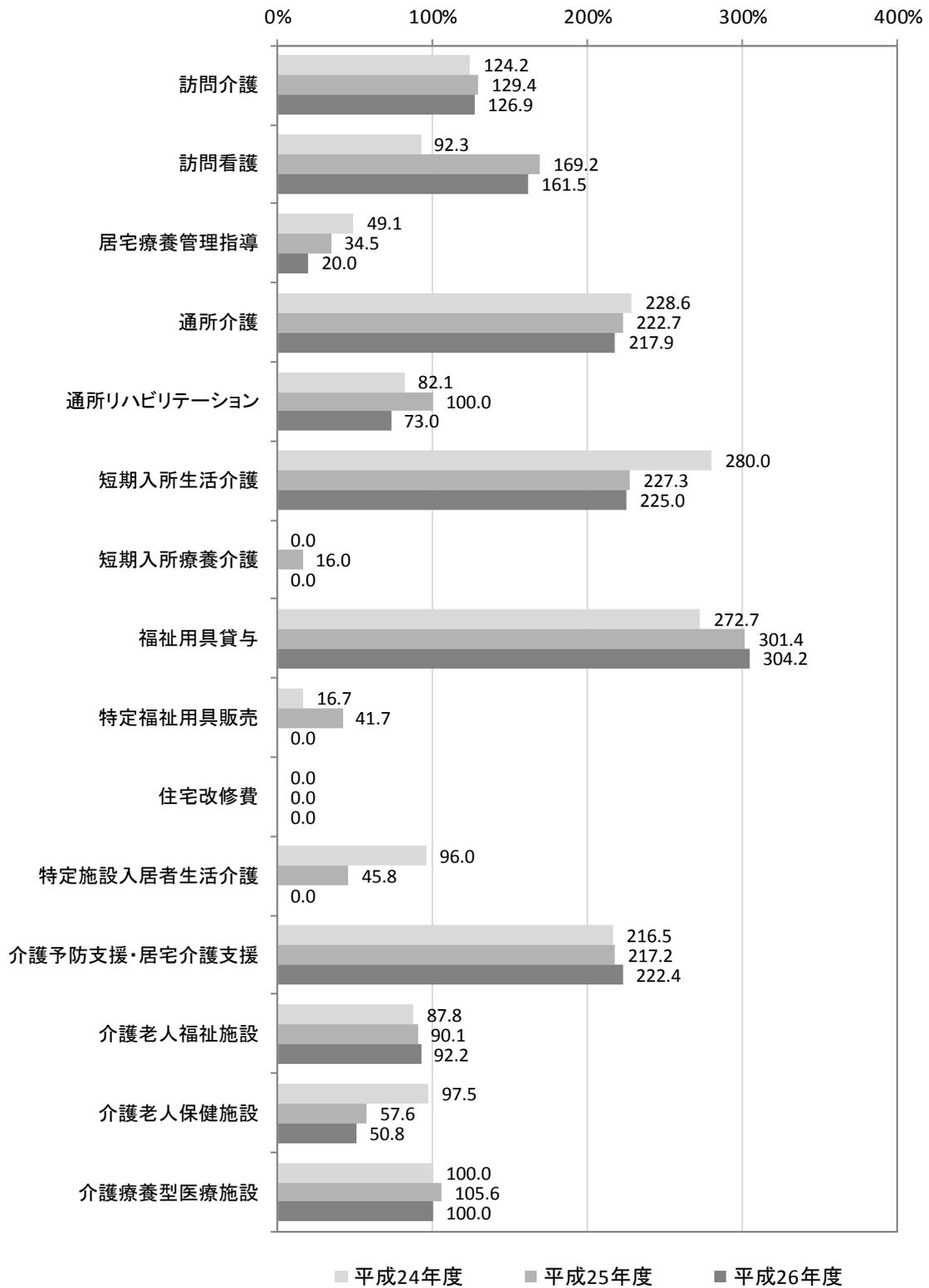
(単位：計画・実績/人数・件数、対計画比/%)

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績見込	対計画比
居宅サービス									
訪問介護	165	205	124.2	160	207	129.4	156	198	126.9
訪問看護	13	12	92.3	13	22	169.2	13	21	161.5
居宅療養管理指導	57	28	49.1	58	20	34.5	60	12	20.0
通所介護	175	400	228.6	172	383	222.7	168	366	217.9
通所リハビリテーション	39	32	82.1	38	38	100.0	37	27	73.0
短期入所生活介護	10	28	280.0	11	25	227.3	12	27	225.0
短期入所療養介護	25	0	0.0	25	4	16.0	25	0	0.0
福祉用具貸与	66	180	272.7	69	208	301.4	72	219	304.2
特定福祉用具購入費	12	2	16.7	12	5	41.7	12	0	0.0
住宅改修費	0	11	-	0	4	-	0	3	-
特定施設入居者生活介護	25	24	96.0	24	11	45.8	23	0	0.0
介護予防支援・居宅介護支援	237	513	216.5	232	504	217.2	228	507	222.4
居宅サービス 計	824	1,435	174.2	814	1,431	175.8	806	1,380	171.2
施設サービス									
介護老人福祉施設	335	294	87.8	335	302	90.1	335	309	92.2
介護老人保健施設	118	115	97.5	118	68	57.6	118	60	50.8
介護療養型医療施設	36	36	100.0	36	38	105.6	36	36	100.0
施設サービス 計	489	445	91.0	489	408	83.4	489	405	82.8
利用人数・件数 合計	1,313	1,880	143.2	1,303	1,839	141.1	1,295	1,785	137.8

※対計画比＝実績/計画

出典：泊村総務部住民福祉課

■ サービス別利用人数・件数の実績対計画比



(3) サービス別給付費の状況

給付費全体で見ると、平成24年度の給付実績は対計画比で100.8%と計画を上回りましたが、平成25年度以降は対計画比で約93%で推移する見込みとなっています。

居宅サービスの中では、訪問介護、通所介護、短期入所、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援で対計画比が100%を超えて推移しています。

施設サービスでは、介護老人福祉施設の利用実績が伸び、平成24年度の83.9%から平成26年度の103.9%の対計画比となっています。

■ サービス別給付費の状況

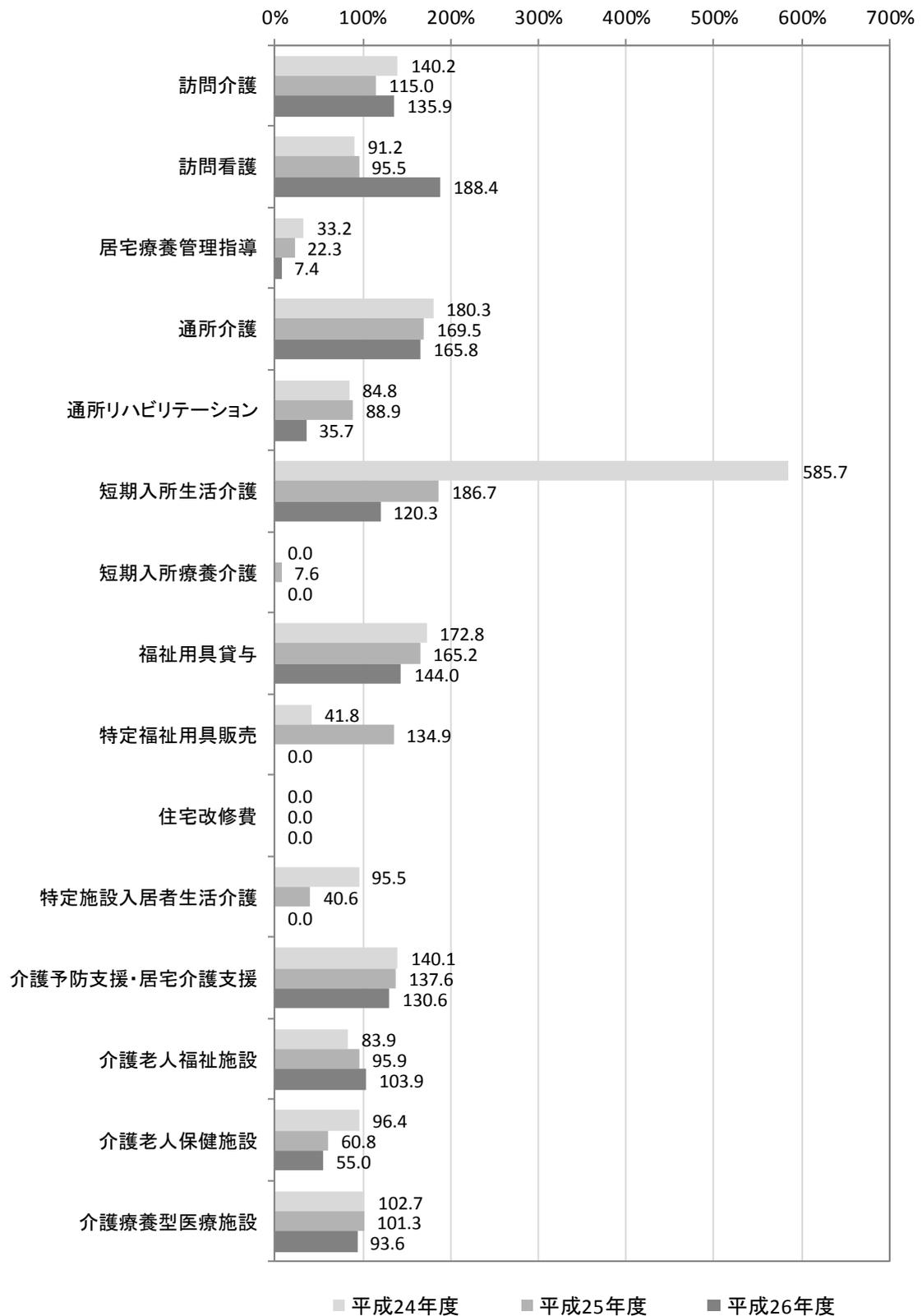
(単位：計画・実績/千円、対計画比/%)

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績見込	対計画比
居宅サービス									
訪問介護	7,943	11,139	140.2	7,368	8,471	115.0	6,793	9,229	135.9
訪問看護	341	311	91.2	309	295	95.5	277	522	188.4
居宅療養管理指導	1075	357	33.2	1103	246	22.3	1132	84	7.4
通所介護	10,731	19,353	180.3	10,331	17,516	169.5	9,932	16,468	165.8
通所リハビリテーション	2,681	2,274	84.8	2,583	2,297	88.9	2,485	887	35.7
短期入所生活介護	462	2,706	585.7	497	928	186.7	533	641	120.3
短期入所療養介護	1,555	0	0.0	1,574	120	7.6	1,594	0	0.0
福祉用具貸与	1,010	1,745	172.8	1,031	1,703	165.2	1,053	1,516	144.0
特定福祉用具購入費	146	61	41.8	146	197	134.9	146	0	0.0
住宅改修費	0	1,112	-	0	253	-	0	500	-
特定施設入居者生活介護	5,412	5,169	95.5	5,180	2,103	40.6	5,026	0	0.0
介護予防支援・居宅介護支援	3,067	4,298	140.1	3,013	4,147	137.6	2,959	3,865	130.6
居宅サービス 計	34,423	48,525	141.0	33,135	38,276	115.5	31,930	33,712	105.6
施設サービス									
介護老人福祉施設	74,714	62,657	83.9	74,714	71,687	95.9	74,714	77,651	103.9
介護老人保健施設	32,067	30,897	96.4	32,067	19,490	60.8	32,067	17,625	55.0
介護療養型医療施設	13,374	13,739	102.7	13,374	13,542	101.3	13,374	12,523	93.6
施設サービス 計	120,155	107,293	89.3	120,155	104,719	87.2	120,155	107,799	89.7
給付額 合計	154,578	155,818	100.8	153,290	142,995	93.3	152,085	141,511	93.0

※対計画比＝実績／計画

出典：泊村総務部住民福祉課

■ サービス別給付費の実績対計画比



(4) 泊村の介護保険サービス事業者

種 別	事 業 所 名	利用定員等
訪問介護	泊村社会福祉協議会 訪問介護事業所	8名
通所介護	泊村在宅老人デイサービスセンター	15名
居宅介護支援	泊村指定居宅介護支援事業所	—
介護予防支援	泊村地域包括支援センター	—
短期入所生活介護	泊村特別養護老人ホームむつみ荘	5名 (空ベッド利用)
介護老人福祉施設	泊村特別養護老人ホームむつみ荘	60名

※平成26年4月1日現在

(5) 泊村の福祉施設

種 別	事 業 所 名	利用定員等
養護老人ホーム	泊村養護老人ホームむつみ荘	30名

※平成26年4月1日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

当村では、最上位計画である「第4次泊村総合計画」のもと、保健福祉分野では「誰もが充実した快適な暮らしのある村づくり」をまちづくりの基本目標としています。

今後、当村は総人口が減少する一方、高齢化率は上昇が続くことが予想されています。そのような状況のなか、当村が目指す高齢社会像は、全ての高齢者が、個人の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域で高齢者同士がふれあい、いつまでも健やかで安心して暮らせる社会の実現です。

このような考え方から、「第5期 泊村高齢者保健福祉計画」の基本理念を踏襲し、本計画の基本理念を次の通り定めます。

ふれあいを生み 交流から創造する泊村

2. 基本方針

(1) 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が生きがいを感じて過ごすためには、何よりも健康が一番大切です。年齢を重ねることによる生活機能の低下を未然に防止し、生活機能の維持とさらなる向上を図るためには、「介護予防」と「生活習慣病予防」対策が重要となります。

特に、介護予防対策として、運動による機能向上、栄養改善、ひきこもり予防、認知症やうつ病対策などに重点を置いた事業を推進し、生活を楽しみながら心身ともに健康な生活を維持することができるように取り組んでいきます。

(2) 高齢者の尊厳ある暮らしの支援

認知症は、推計では高齢者の15%に認知症症状がみられるとされ、当村でも高齢者の増加に伴って、必然的に増加していくと想定されます。今後さらに急速に進む高齢化の中で、認知症は誰でも発症する可能性があり、全ての村民が自身の問題として捉え、地域全体で認知症の人とその家族を支える取り組みへと発展させることが重要です。

認知症を抱える高齢者を支援するため、支援体制を充実させるとともに、成年後見制度や虐待防止などの権利擁護に取り組んでいきます。

(3) 福祉サービスの推進

今後も進み続ける高齢化社会を背景に、高齢者の自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を、当村の高齢者の特性や地域性を考慮して推進していきます。

(4) 社会参加を促進する地域づくりの推進

高齢者が高齢期を健康で楽しく暮らしていくためには、生きがいの持てる生活を送れるかどうか重要です。

当村では、少しでも生きがいを持ち、老若男女の交流が促進されるような対策を講じながら、いつまでも若々しく社会参加ができる体制の構築を図っていきます。

(5) 安全・安心な地域づくりの推進

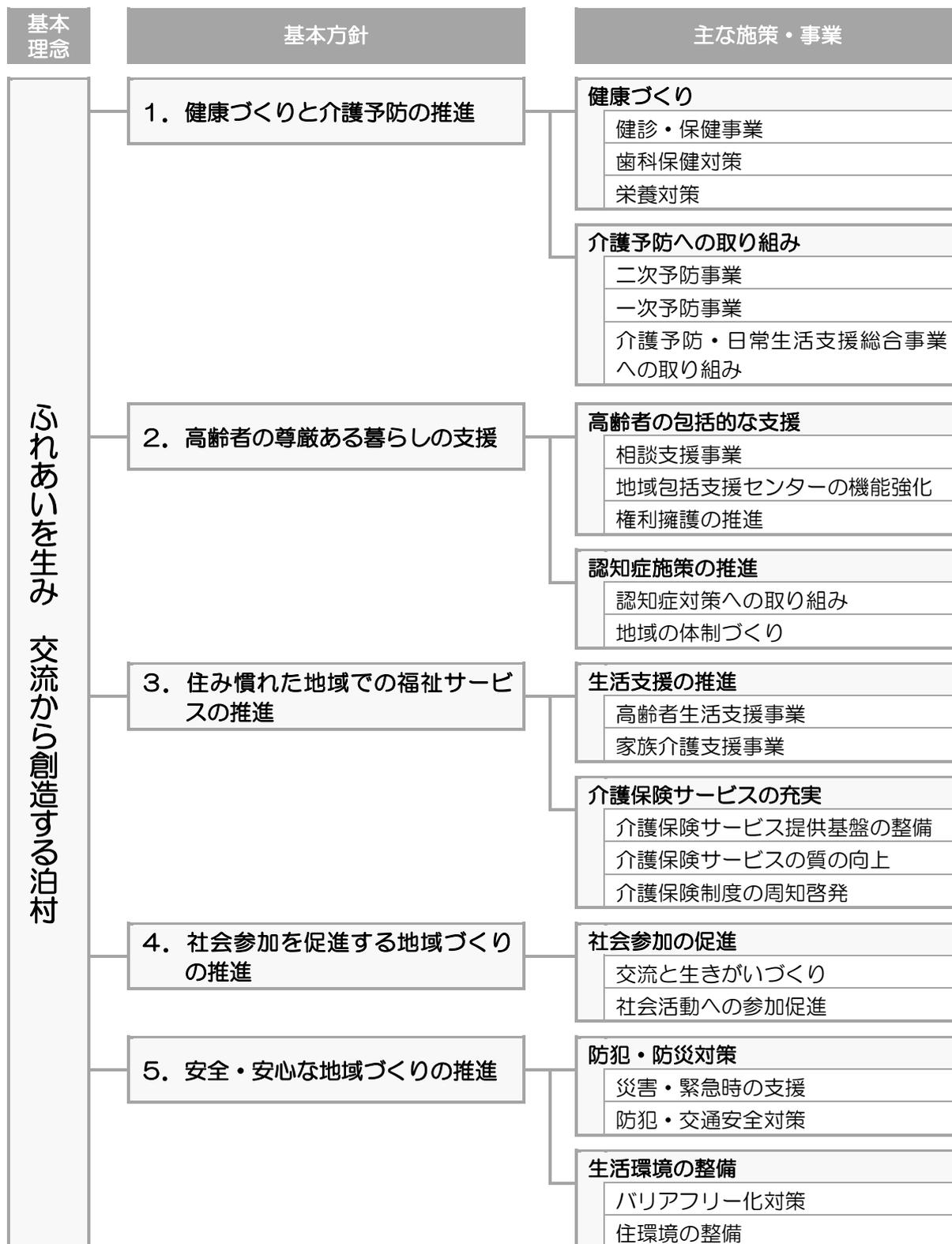
「泊村災害時要援護者避難支援計画」に基づき、高齢者や要援護者の災害避難を支援する体制など、情報連絡システムの設置、避難誘導など、全村的な防災体制の確立を進めます。災害などの緊急時に対する日頃からの備えと支援体制が、全ての家庭と地域で整い、安心した暮らしができるよう目指します。

3. 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、地域の高齢者が住み慣れた地域で、顔見知りにも困りながら継続して生活できる環境づくりが重要と考え、平成 18 年度から日常生活圏域を設定しています。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。

4. 施策体系



第4章 高齢者施策の展開

1. 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくり

【現状と課題】

高齢になっても住み慣れた地域で誰もが最後まで自分らしい生活を安心して続けていくためには、高齢者をはじめとする村民一人ひとりができるだけ健康であることが重要です。一人ひとりが、ライフスタイルや健康に生きる意識を見直し、自主的、継続的な健康づくり、介護予防に積極的に取り組むことによって、高齢者の生活の質の向上にもつながります。

また、要介護状態にならないためには、生活習慣病の早期発見・早期治療が重要です。そのためには、検診受診率の向上、健康教室、健康相談者の増加を図ることが大切です。

■健康診査等受診者数の推移

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
特定健康診査	人	59	67	62	57	57	50
後期高齢者健康診査	人	2	3	14	11	16	18
胃がん検診	人	43	47	60	51	66	52
肺がん検診	人	94	76	121	137	126	94
大腸がん検診	人	79	70	76	76	84	65
乳がん検診	人	26	35	23	19	21	35
子宮がん検診	人	33	40	34	30	31	38
骨粗しょう症検診	人	2	3	8	9	10	2

※平成 26 年度は実績見込み

【今後の方針】

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で生き生きと暮らしていくことができるよう、個々の生活や心身の状態に応じた、健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりを推進します。さらに、多様な健康づくりの施策を通して、日常生活における健康への意識を高めるとともに、生活習慣の改善につながるような支援を実施していきます。

①健康診査・保健指導

取り組み	取り組みの概要
健康教育	生活習慣病の予防、介護予防等の観点から正しい知識の普及啓発を図り、住民一人ひとりが主体的に健康づくりを進めていけるよう、セルフケアの推進や自主グループの育成等を目指して村内各地に会場を設置して実施するものです。
健康相談	特定健康診査後の特定保健指導や健康教室等と併せて、健康に関する相談を実施するものです。
訪問指導	特定健康診査等の結果や脳卒中発症により支援の必要な人（40～64歳）を対象に、個別に家庭訪問し、必要な指導・助言を行うものです。
特定健康診査	疾病予防として、脂質異常症・高血圧等の早期発見をし、三大疾病である、がん・脳血管疾患・心疾患への移行を防ぎ、疾病の重症化により要介護状態へ陥らないように各種健診を実施します。
がん健診	がんの早期発見・早期治療により死亡率を減少させることを目的として、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん等のがん検診（集団検診・個別健診）を実施するものです。

②歯科保健対策

取り組み	取り組みの概要
歯周疾患の啓発	高齢者の歯周疾患に関する正しい知識の普及・啓発を図り、口腔衛生についての自覚を高めることにより、生涯自分の歯で健康に過ごすことを支援します。
成人歯周疾患検診	成人の歯科検診や口腔衛生指導実施に向けたアンケート調査を実施し、歯の喪失を予防することを目的とした検診です。

③栄養対策

取り組み	取り組みの概要
栄養知識の普及啓発	高齢者の生活習慣病予防、低栄養予防のために、バランスの良い食事に関する知識の普及啓発を行います。

(2) 介護予防への取り組み

【現状と課題】

元気な高齢者ができる限り元気であること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことは重要です。また、自分の健康状態を把握し、介護予防の知識や情報を得るとともに、日々の具体的な介護予防活動に取り組むことが大切です。

当村では、介護予防事業として、運動機能の向上や転倒防止を目的とした「ころばーぬ教室」や「ノルディックウォーキング教室」、認知症予防を目的とした「脳元気塾」を開催していますが、参加者数が減少している教室もあり、介護予防の周知啓発や、より楽しみながら参加できる介護予防教室の企画が課題となっています。

■介護予防事業の参加者等推移

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
基本チェックリスト実施者	人	82	112	359	112	325	100
ころばーぬ教室 (一次予防事業)	実施回数	11	13	14	14	15	15
	実人数	39	40	39	46	52	45
	延べ人数	383	375	354	430	484	450
ころばーぬ教室 (二次予防事業)	実施回数	—	—	14	14	15	15
	実人数	—	—	16	17	12	10
	延べ人数	—	—	172	166	84	80
ノルディックウォーキング教室	実施回数	—	3	3	3	3	3
	実人数	—	35	34	44	29	20
	延べ人数	—	74	50	87	57	40
ノルディックウォーキングポール貸出	人	—	—	13	21	14	15
脳元気塾	人	—	—	—	8	—	7
	実人数	—	—	—	8	—	7
	延べ人数	—	—	—	47	—	45

※平成26年度は実績見込み

【今後の方針】

制度改正による新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行とタイミングを合わせて、介護予防事業は一次予防と二次予防の区別がなくなり、一般高齢者を対象に含めた一般介護予防事業として事業を推進することとなります。

今後も、介護予防事業対象者把握事業を通じて、介護予防事業対象者の抽出と介護予防が必要な高齢者を支援するとともに、介護予防教室の充実を図ります。

■介護予防事業の目標値

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ころばーぬ教室	実施回数	15	15	15
	実人数	55	55	60
	延べ人数	550	550	600
ノルディックウォーキング教室	実施回数	3	3	3
	実人数	25	30	30
	延べ人数	60	60	60
ノルディックウォーキングボール貸出	人	15	15	15
脳元気塾	人	8	8	8
	実人数	10	10	12
	延べ人数	70	70	80

①一般介護予防事業

取り組み	取り組みの概要
介護予防事業対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない高齢者の中から、基本チェックリストの実施や訪問活動、地域包括支援センターによる相談対応、関係機関からの情報収集、高齢者本人や家族からの相談、要介護認定における非該当者等を通じて、介護予防事業対象者を把握します。
通所型介護予防事業	運動器の機能低下を予防・向上させることを目的に、「ころばーぬ教室」「ノルディックウォーキング教室」、認知症予防を目的とした「脳元気塾」等の介護予防施策に取り組みます。
介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業について改善を図ります。
介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布や講演会の開催、生きがいや仲間づくりの事業などを実施します。
地域介護予防活動支援事業	ボランティアによる地域での介護予防事業（地区サロン）の活動やボランティアの育成について支援を行います。

②介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み

取り組み	取り組みの概要
介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行	制度改正により、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスは介護給付から地域支援事業に移行されることになり、介護予防や生活支援サービスを組み合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業」として新しいサービスを提供できるようになります。 当村では、平成 29 年度からの移行に向けて、検討を進めていきます。
地域における介護予防活動への支援	ボランティアによる地域での介護予防事業（サロン事業）の活動やボランティアの育成について支援を行います。
協議体の設置	地域の生活支援の推進を図るため、従前の組織の見直し、「協議体」の設置に向け検討を進めます。

2. 高齢者の尊厳ある暮らしの支援

(1) 高齢者の包括的な支援

【現状と課題】

地域包括支援センターでは、これまで業務として4つの主要業務（総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント）を推進してきました。今回の制度改正により、これらの業務に加えて、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を図っていくこととなります。

当村は、地域包括支援センターを役場に設置し、保健師等の専門職が他課及び関係機関と連携・協働しながら事業運営にあたっていますが、地域包括支援センターの機能強化への対応に伴い、体制の充実が課題となっています。

高齢者虐待への対応はマニュアル等はすでに整備されていますが、対応が必要となる事例は今のところありません。また、市民後見人養成講座を開催し6名が受講しました。

■総合相談事業への相談件数の推移

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数 (要介護認定者を除く)	実人数	79	70	213	202	146	150
	延べ 人数	246	232	304	417	404	400

※平成 26 年度は実績見込み

【今後の方針】

高齢者の総合相談窓口としての機能を充実させるとともに、制度改正による地域包括支援センターの機能強化への対応を行い、地域包括ケア体制の構築に努めていきます。

①相談支援事業

取り組み	取り組みの概要
総合相談支援事業	高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、サービス利用に関する情報提供等の初期相談対応や、保健・医療・福祉等の関係諸機関との連絡調整を行い、継続的・専門的な相談支援を行います。
介護予防ケアマネジメント事業	自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、介護予防プランの作成や実施状況のモニタリング、評価を行います。

②地域包括支援センターの機能強化

取り組み	取り組みの概要
地域ケア会議の推進	現行の会議形態を見直し、保健・医療・福祉等、関係機関の連携や一体的な取り組みを推進するため、専門職員や関係者による地域ケア会議を開催し、高齢者に関する情報共有や個別ケース、地域課題の検討などを行います。
在宅医療・介護連携の推進	高齢者休日夜間等連絡相談業務として、岩内協会病院と連携し、24時間の相談体制を整備し、緊急時に迅速かつ適切な救急援助活動を行えるようにしています。
認知症施策の推進	講座や教室を通じて認知症の理解促進を図るとともに、認知症高齢者を地域で支援する体制づくりに努めます。
生活支援サービスの体制整備	介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みを通じて、村内の生活支援サービスの体制整備に努めます。

③権利擁護の推進

取り組み	取り組みの概要
成年後見制度 [*] の周知	成年後見制度の利用にかかる申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成や、成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動を行います。
高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護	高齢者に対する虐待の防止と早期発見に努めるとともに、権利擁護に関する相談・支援を行います。

※成年後見制度

認知症や精神上の障がい（知的障がい、精神障がいなど）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

(2) 認知症施策の推進

【現状と課題】

厚生労働省の報告によると、認知症高齢者は65歳以上の15%、また、認知症予備軍である軽度認知障がい者は65歳以上の13%を占めているといわれています。

当村では、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーター養成講座を平成21年度に行い、平成22年度には認知症サポーターのフォローアップ研修を実施しました。また、平成23年度には生活・介護支援サポーター養成研修を実施しました。いずれの研修・講座もその後の開催はされていない状況です。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるためには、地域でのさらなるネットワークの構築が課題となっています。

【今後の方針】

急増している認知症高齢者を早期に発見し、医療や介護サービスに結び付けられるように、地域の方や様々な担い手と連携して、認知症の高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進します。

①認知症対策への取り組み

取り組み	取り組みの概要
周知啓発活動	「広報とまり」などにより、認知症の正しい知識、相談窓口など認知症高齢者を支援するために必要な情報を周知し、正しい理解、予防につなげます。
実態把握・初期相談	見守り活動を実施している民生委員や地域の方から認知症の方や若年性認知症の方など、支援が必要な高齢者の連絡を受け、訪問等により必要な支援に結び付ける相談支援を行います。
認知症ケアパスの作成・普及	認知症への対応を行う体制と仕組みを整備するため、認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示す「認知症ケアパス」の作成・普及を図ります。

②地域の体制づくり

取り組み	取り組みの概要
認知症サポーター養成	認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催します。
SOS ネットワーク見守り体制の構築	地域見守り活動の中核を担う地域包括支援センターの機能を強化し、地域の方や地域の関係機関などの協力者と連携して、高齢者地域見守りネットワークの構築を推進します。

3. 住み慣れた地域での福祉サービスの推進

(1) 生活支援の推進

【現状と課題】

高齢化に伴い、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、互いに介護を必要とする高齢者のみの世帯が増えています。住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、生活での問題や負担を少しでも軽減する各種支援策が求められています。

当村では、要介護認定を受けていない高齢者が受けることのできる生活支援サービスを充実させており、食事、理美容、生活援助、移動支援、短期宿泊など様々な生活支援サービスを展開しています。

■生活支援サービスの利用者数推移

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
配食サービス	人	87	84	81	73	91	90
訪問理美容サービス	人	3	5	4	4	4	3
介護用品支給サービス	人	34	35	34	43	42	40
軽度生活援助	人	10	18	21	15	17	22
自立者通所介護サービス	人	16	15	9	15	16	7
生活管理指導短期宿泊事業 (泊村養護老人ホームむつみ荘)	人	0	2	2	1	9	10
福祉乗車証交付	人	344	333	349	319	317	329
温泉無料入浴券	人	554	420	430	424	430	297
福祉灯油	人	94	74	92	94	95	95
紙おむつサービス	人	1	1	1	1	1	1
あんしんカード設置事業	人	-	-	-	226	308	323

※平成26年度は実績見込み

【今後の方針】

これまで実施してきた生活支援サービスの提供維持を図るとともに、平成29年度から開始が予定されている介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けてサービスメニューの検討を行います。

■生活支援サービスの目標値

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問理美容サービス	人	3	3	3
介護用品支給サービス	人	40	40	42
あんしんカード設置事業	人	330	350	360

①高齢者生活支援事業

取り組み	取り組みの概要
配食サービス事業	70 歳以上の調理困難なひとり暮らし高齢者及び老夫婦世帯を対象に、昼食を宅配することで栄養の確保を図るとともに、声かけによる安否確認を行います。
訪問理美容サービス事業	ひとりで外出できない高齢者を対象に訪問理美容券を交付し、費用の一部を助成します。
介護用品支給サービス事業	在宅で寝たきりの生活を送っている高齢者を対象に、身体状況に応じて、1 日 2 枚までおむつを無償で支給します。
軽度生活援助	介護員が通院介助等の援助を行います。
自立者通所介護サービス	要介護認定を受けていない高齢者の介護予防を図るため、趣味活動・健康保持活動や昼食の提供などを行う事業です。
生活管理指導短期宿泊事業 (泊村養護老人ホームむつみ荘)	要介護認定を受けていない高齢者で一時的に養護を必要とする方を「養護老人ホームむつみ荘」で受け入れ、支援する事業です。
福祉乗車証交付事業	70 歳以上の高齢者を対象に、村内及び茂岩～岩内町間の中央バスの利用が無料となる乗車証を交付します。
温泉無料入浴券	村内の温泉入浴が無料となる入浴券（年間 70 枚）を交付します。
福祉灯油	65 歳以上の低所得者世帯を対象に、冬期間に 400 リットルの灯油を支給します。
介護用品の展示、貸出、代理購入	介護用品等の利用相談に応じ、介護や在宅生活を安全・安楽に実施できるよう、介護用品の貸し出し、代理購入を行います。
愛のふれあい訪問活動事業	10 月 1 日現在、泊村在住の 75 歳以上の在宅の高齢者及び 70 歳以上の独居高齢者を対象に、冬期間外出する機会の少なくなる高齢者の自宅を定期的に訪問し、ふれあいの機会を提供します。
移送サービス事業	65 歳以上の高齢者等を対象に、岩宇地区内（泊村、神恵内村、共和町、岩内町）で移送を行います。
あんしんカード設置事業	65 歳以上世帯、要介護者世帯、身体障がい者を対象に、持病や主治医等の情報を記載した「泊村あんしんカード」を配布することで、在宅の高齢者や障がい者等の迅速且つ適切な救急活動へつなげるとともに、安心して暮らせるむらづくりを推進します。

②家族介護継続支援事業

取り組み	取り組みの概要
紙おむつサービス事業	要介護 4～5 に該当する高齢者に対し、紙おむつを支給し介護家族の経済的負担の軽減を図ります。
寝たきり老人等介護手当	在宅の寝たきり高齢者等の介護者に対し、手当（月 10,000 円/1 人）を支給します。

(2) 介護保険サービスの充実

【現状と課題】

当村では、在宅生活で必須とされる「訪問介護」「通所介護」サービスが整備されています。また、施設サービスとしては、「泊村特別養護老人ホームむつみ荘」が整備されており、平成25年4月1日からは従来の多床室から個室へと建て替えを行っています。

今後は、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれるため、在宅サービスの充実が求められていますが、村内での提供体制は十分に整っているとは言えない状況です。

■施設サービス月間平均利用者数の推移

	種別	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
泊村特別養護老人 ホームむつみ荘	全体	人	54	49	45	44	59	59
	村民	人	26	25	22	24	25	25

※平成 26 年度は実績見込み

【今後の方針】

在宅サービスの充実に向けて、近隣市町村のサービス事業者との連携を図るとともに、住民が身近な地域で介護や介護予防のサービスが受けられるよう、地域密着型サービス事業所などの整備を検討していきます。また、利用者本位のサービス提供を図るため、介護保険サービスの質の向上を図っていきます。

①介護保険サービス提供基盤の整備

取り組み	取り組みの概要
居宅サービスの充実	在宅での自立生活を支援するため、より一層質的向上を図るとともに、安定的な利用に向け、サービス提供体制の充実を図っていきます。
地域密着型サービスの整備	地域密着型サービスは、今後増加が予想される認知症高齢者への支援の柱となるとともに、地域ケアの基盤強化に不可欠なことから、村内でのサービス提供体制の整備を検討していきます。

取り組み	取り組みの概要
施設サービスの充実	適切な供給量の確保と補完的なサービスの提供体制の整備に努めるとともに、利用者の生活機能が向上するサービスの提供ができるようサービスの充実を図ります。

②介護保険サービスの質の向上

取り組み	取り組みの概要
介護給付費適正化事業	介護保険事業が適正に運営されるよう、要介護認定の適正な実施やケアプランチェック、介護給付通知書の発送等を実施します。
相談体制の整備	村民からの介護サービス利用の相談について適切に対応できるように、地域包括支援センターの相談体制を充実します。
介護サービス事業者向け研修会等の開催	介護サービス事業者等を対象に、介護保険制度やサービス提供に必要な知識を得るための研修会等を開催します。

③介護保険制度の周知啓発

取り組み	取り組みの概要
制度の周知啓発	介護保険制度やサービスメニューの紹介など、「広報とまり」やパンフレットなどを活用した適切な情報提供などにより、村民に対する制度の周知啓発を図ります。

4. 社会参加を促進する地域づくりの推進

(1) 社会参加の促進

【現状と課題】

高齢者が孤独を感じることなく、元気で生きいきと暮らすためには、多くの社会的な知識や経験を生かすための活動ができる場所が必要です。生きがいづくりや、居場所づくり、就労機会の確保に努め、社会的孤立を防止することが重要と考えられます。

高齢者生活実態調査によると、当村は「閉じこもり」のリスク該当者が40.8%となっており、外出の機会となる生きがいづくりなどの社会参加の機会を充実させることが課題となっています。

また、ねんりんピック参加者は増加傾向にありますが、老人クラブ登録者やパークゴルフ大会の参加者は年々減少を続けており、これらの活動の停滞防止も課題となっています。

■老人クラブ登録者等の推移

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
老人クラブ登録者数	人	228	223	215	205	184	163
寿大学受講者数	人	50	50	50	50	50	50
パークゴルフ大会参加者数	人	24	24	28	32	28	24
ねんりんピック参加者数	人	-	67	51	50	70	71
有償ボランティア登録者数（除雪サービス）	人	18	16	21	18	18	18

※平成 26 年度は実績見込み

【今後の方針】

スポーツや学習活動、交流事業等で楽しみや趣味を持ち、生き生きと活動できる場や事業を提供する他、ボランティアや地域活動などの社会活動を通じて健康で生きがいのある生活を送るための各種事業の充実を図ります。

①交流と生きがいづくり

取り組み	取り組みの概要
生涯学習・文化活動	村民の知識の向上と生きがいづくりの場の提供を目的として、「寿大学」を開催します。
スポーツ・レクリエーション活動	「パークゴルフ大会」の開催、「ねんりんピック」への参加などを通じて、仲間との交流・ふれあいができる環境づくりに努めます。

②社会活動への参加促進

取り組み	取り組みの概要
老人クラブ活動支援	高齢者が老人クラブの活動を通じて教養の向上、健康の増進及び社会奉仕活動などの多様な社会活動を行うことを促進し、充実した日常生活を送ることができるよう支援します。
ボランティア活動支援	有償ボランティアによる除雪サービスなど、ボランティア活動への支援を泊村社会福祉協議会と連携しながら実施していきます。

5. 安全・安心な地域づくりの推進

(1) 防犯・防災対策

【現状と課題】

一般に、高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者^{*}と言われる人々は、情報の入手や自力での避難が困難なことから、災害時には被害を受けやすい弱い立場にあり、大きな被害を受けることが想定されます。

当村では「泊村災害時要援護者避難支援計画」に基づき、「泊村避難行動要支援者名簿」の整備を進めるとともに、避難行動要支援者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めていますが、こうした行政主導の避難誘導に加えて、地域会や自主防災組織などを主体とした地域での避難誘導活動が必要不可欠となっています。

また、当村では緊急時に備えて、高齢者の SOS ネットワーク・見守り体制として「緊急通報システム」「安心システム」を整備していますが、設置件数の減少や設置されていても実際には運用されていない箇所が多くあることが課題となっています。

防犯面では、高齢者を狙った犯罪が全国的に増加しているため、悪質な訪問販売や巧妙な詐欺行為などの犯罪行為を防止するための周知・啓発活動が必要とされています。

※避難行動要支援者

災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなど支援が必要な方。
(一人暮らし・寝たきり・認知症の高齢者、障がいがある人、妊婦、乳幼児など)。

■SOS ネットワーク・見守り体制の設置者数推移

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
緊急通報システム	人	25	24	22	25	18	15
安心システム	人	17	16	16	15	13	11

※平成 26 年度は実績見込み

【今後の方針】

今後も防犯・防災体制の充実を図るとともに、行政主導の体制整備だけでなく、地域主導の自主防災活動への支援を行っていきます。

また、見守り体制の充実を目指して「緊急通報システム」「安心システム」を統合したシステムの導入を検討します。

①災害・緊急時の支援

取り組み	取り組みの概要
SOS ネットワーク・見守り体制の整備	SOS ネットワーク・見守り体制として「緊急通報システム」「安心システム」の運用を継続していきます。

取り組み	取り組みの概要
避難行動要支援者への支援	「泊村災害時要援護者避難支援計画」に基づき、「泊村避難行動要支援者名簿」の整備を行うとともに、災害が発生したときに避難行動要支援者への支援を行います。
地域の自主防災活動の支援	町内会や自主防災組織などによる防災体制づくりと防災活動への支援を行います。

②防犯・交通安全対策

取り組み	取り組みの概要
防犯・消費者被害防止	高齢者を様々な犯罪から守るため、防犯のまちづくりを推進します。また、老人クラブ、寿大学などの機会を利用し、振り込め詐欺等防止のために啓発活動を行います。
道路・交通施設の整備	道路に高齢者注意の看板を設置するなど、標識や交通環境の整備を行います。
交通安全対策	定期的に交通安全教室を開催するとともに、反射材を活用したキーホルダーの配布を行っています。また、屋外スピーカー等を利用し運転者等へ呼びかけを行います。

(2) 生活環境の整備

【現状と課題】

高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々であり、多様化する高齢者の状況やニーズに対応した住まいの確保が求められています。

特に、介護が必要な状況となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができる住宅の供給は重要であるため、当村では村営住宅の維持管理を推進していますが、見守りや生活支援サービスがついた高齢者向け賃貸住宅などの居住環境は整備されていない状況です。

【今後の方針】

村営住宅の維持管理を継続していくとともに、住環境の充実に向けて、高齢者向け賃貸住宅やシルバーハウジングなどの誘致に向けて検討を行います。

また、公共施設のバリアフリー化や道路の舗装補修事業を継続していきます。

①バリアフリー化対策

取り組み	取り組みの概要
バリアフリーの促進	公共施設や道路・公園等のバリアフリー化を進めます。

②住環境の整備

取り組み	取り組みの概要
村営住宅の維持・管理	村内に 12 戸ある村営住宅の維持・管理を行います。

③短期入所環境の整備

取り組み	取り組みの概要
養護老人ホームむつみ荘での一時的受け入れ環境整備	在宅生活をどうしても続けられない高齢者のためのセーフティネットとして、養護老人ホームで短期的に受け入れる泊村独自の事業を実施します。(生活管理指導短期宿泊事業、定員 10 室)

第5章 介護保険事業の見込み

1. 要介護認定者数

平成 24～26 年の対象年齢人口に対する認定者の割合及び将来の推計人口を基に、将来の要介護認定者数を推計しました。

(単位：人)

		合計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
平成 27 年度	第1号被保険者	119	32	12	20	12	13	10	20
	第2号被保険者	3	0	1	0	1	0	0	1
	総数	122	32	13	20	13	13	10	21
平成 28 年度	第1号被保険者	122	33	14	20	12	13	10	20
	第2号被保険者	3	0	1	0	1	0	0	1
	総数	125	33	15	20	13	13	10	21
平成 29 年度	第1号被保険者	126	35	15	20	13	14	10	19
	第2号被保険者	3	0	1	0	1	0	0	1
	総数	129	35	16	20	14	14	10	20
平成 32 年度	第1号被保険者	125	35	15	20	13	14	10	18
	第2号被保険者	3	0	1	0	1	0	0	1
	総数	128	35	16	20	14	14	10	19
平成 37 年度	第1号被保険者	111	31	13	18	11	13	9	16
	第2号被保険者	3	0	1	0	1	0	0	1
	総数	114	31	14	18	12	13	9	17

資料／後志広域連合提供資料

※小数点は四捨五入

2. サービス別見込量・給付費の推計

■ 予防給付サービスの見込量

単位：給付費/千円（年間）、人数・回数/人・回（月間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス						
介護予防訪問介護	給付費	338	252	81	0	0
	人数	3	2	1	0	0
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	給付費	3,580	3,282	1,870	0	0
	人数	11	10	6	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	給付費	23	14	4	4	4
	日数	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （老健）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	787	919	1,164	1,317	1,155
	人数	8	7	8	10	8
介護予防特定福祉用具購入費	給付費	64	59	54	53	53
	人数	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費	471	614	768	857	768
	人数	0	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	535	535	493	434
	人数	0	1	1	0	0
介護予防支援	給付費	1,231	1,221	1,114	1,123	988
	人数	24	23	20	20	18
予防給付サービスの給付費（小計）		6,494	6,896	5,590	3,847	3,402

※国が示しているワークシートでの計算では人数が四捨五入されるため、給付費があっても人数が0人になる箇所があります。

■介護給付サービスの見込量

単位：給付費/千円（年間）、人数・回数/人・回（月間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス						
訪問介護	給付費	10,773	11,346	12,223	11,744	11,149
	回数	295.5	304.0	335.2	319.6	294.2
	人数	15	15	16	16	14
訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費	982	993	831	994	912
	回数	31.1	31.8	26.6	31.9	29.2
	人数	6	6	5	6	5
訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	給付費	310	431	454	543	498
	人数	2	3	4	4	4
通所介護	給付費	15,365	0	0	0	0
	回数	147.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	13	0	0	0	0
通所リハビリテーション	給付費	1,440	1,799	2,154	2,405	2,119
	回数	13.8	17.3	20.7	23.1	20.3
	人数	2	2	3	3	3
短期入所生活介護	給付費	1,910	2,312	2,349	2,376	2,090
	日数	17.8	22.1	23.7	24.4	21.3
	人数	3	4	4	5	4
福祉用具貸与	給付費	959	860	657	732	664
	人数	8	8	7	8	7
特定福祉用具販売	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
住宅改修	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	給付費	0	2,331	2,331	2,056	1,845
	人数	0	1	1	1	1
地域密着型サービス						
地域密着型通所介護（仮称）	給付費		15,234	15,190	15,668	16,400
	回数		147.3	145.9	151.1	157.7
	人数		13	12	13	13
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費	76,556	76,408	86,238	84,756	75,824
	人数	26	26	29	29	26
介護老人保健施設	給付費	16,690	16,658	16,658	15,697	14,369
	人数	5	5	5	4	4
介護療養型医療施設	給付費	11,996	11,972	11,972	11,972	11,972
	人数	3	3	3	3	3
居宅介護支援	給付費	3,469	3,569	3,642	3,645	3,828
	人数	19	20	20	20	21
介護給付サービスの給付費（小計）		140,450	143,913	154,699	152,588	141,670

※国が示しているワークシートでの計算では人数が四捨五入されるため、給付費があっても人数が0人になる箇所があります。

3. 標準給付費

■標準給付費の見込量

単位：千円

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	平成 32年度	平成 37年度
	特定入所者介護サービス費等給付額	11,680	11,040		11,153	33,872
高額介護サービス費等給付額	5,371	5,509	5,638	16,519	5,615	5,008
高額医療合算介護サービス費等給付額	439	450	461	1,350	459	409
算定対象審査支払手数料	125	128	131	385	131	117

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

4. 地域支援事業費

■地域支援事業費の見込量

単位：千円

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	平成 32年度	平成 37年度
	介護予防事業費・日常生活支援総合事業費	703	705		2,652	4,060
包括的支援事業・任意事業	3,546	3,554	3,536	10,636	3,370	3,054
地域支援事業費見込額（合計）	4,250	4,258	6,188	14,696	8,046	7,292

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

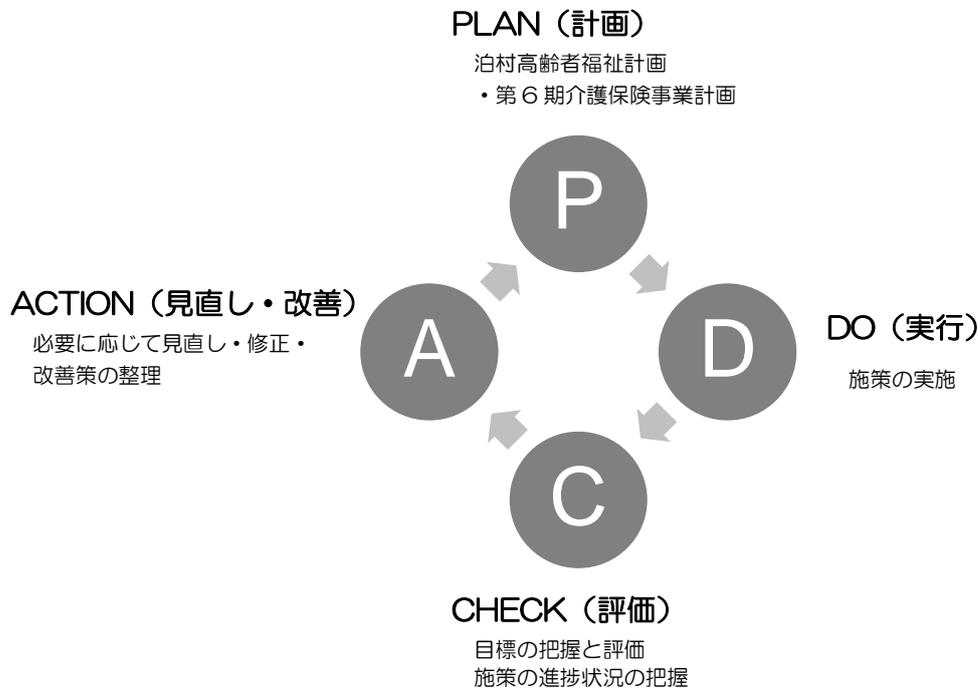
本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、高齢者を含めた幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

2. 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で高齢者を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

3. 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。



資料編

1. 策定経過

第1回	泊村保健福祉審議会	平成26年11月7日
第2回	泊村保健福祉審議会	平成27年2月23日
第3回	泊村保健福祉審議会	平成27年3月10日

2. 泊村保健福祉審議会委員名簿

任期 自 平成26年11月7日
至 平成29年11月6日

部 門	職 種	氏 名	備 考
保健医療関係者	茅沼診療所所長	黒 澤 慎 司	委員長
福祉関係者	泊村社会福祉協議会事務局長	工 藤 義 徳	
	とまり保育所所長	赤 平 晃	
学校教育関係者	泊小学校長	山 崎 淑 子	
	泊中学校長	庵 健 司	
	泊村教育委員会次長	高 山 誠	
障がい・介護保険 サービス事業関係者	むつみ荘施設長	福 森 和千代	副委員長
	泊村社会福祉協議会職員	黒 田 康 文	
民生児童委員	民生児童委員協議会副会長	武 井 大 三	
その他村長が 必要と認める者	泊村PTA連合会長	村 嶋 尚 美	
	とまり保育所父母の会会長	外 村 真 紀	
	古宇郡漁業協同組合泊青年部長	小 塚 哲 弘	
	古宇郡漁業協同組合盃青年部長	小 林 辰 義	
	地域会連合会会長	妹 川 一 教	

第6期 泊村高齢者保健福祉計画

発行日	平成27年3月
発行	泊村
編集	泊村総務部住民福祉課

〒045-0202 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191-7
電話 0135-75-2134 (代表) Fax 0135-75-3168
ホームページ <http://www.vill.tomari.hokkaido.jp>